<国会議員関係政治団体	資金管理団体以外の政治団体用>
人名英俄贝伊尔以加巴伊	:夏亚乌连凶体从YrVJ以冲凶体用之

	(その1)						
		収	支	報	告	書	記入もれ注意
		,					令和 6 年分
	(ふ り が な)	1247 03-1	ユンラル	Note			
1		七きやま 信幸					チェックもれ注意
		2219 1-1	1371文	77			政治団体の区分
		1 . 2 + 0	VAT . T	\wedge 1			□ 政 党 の 支 部
2	主たる事務所の所在地	120月节方图	150	0-6			☑その他の政治団体
			•	Y2.			□ その他の政治団体 <u>の支部</u>
3	代表者の氏名	埼山	信幸	7			チェックもれ注意
Ü			10				活動区域の区分
		进、	b (- * \				□ 2以上の都道府県の区域等
4	会計責任者の氏名	一场上	12,7				☑ 同一の都道府県の区域内
E	事務担当者						
-		1	沙馬	登金管理団体	の指定の有無		国会議員関係政治団体の区分
	町話 0956-49-50	019	□ 有	•			政治資金規正法第19条の7第1項
	氏名			(以下、この欄	の記載不要です	.)	第1号に係る国会議員関係政治団体
	電話		TO TO				政治資金規正法第19条の7第1項
			公職	の種類			第2号に係る国会議員関係政治団体
	長崎県			理団体の			公職の候補者の氏名
	受選挙管理委員会		油出をし	ンた者の氏名 			一 相 り 程 放
	付 - 7. 1. 24		~ ~	全管理団体の	の指定の期間		国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
	你们的首乱王		5	年		日から	年 月 日から
	受付			年		日まで	年月日まで

収支の状況

必ず記入してください。 (0の場合は0と記入)-

1 収支の総括表

収 入 総 額	 /22630 ^M
(前年からの繰越額)	 70.000
(本年の収入額)	 52630
支 出 総 額	 122-630
翌年への繰越額	 0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費							
,	(same)	P					
金	額						
員	数(党費又は会費を納入した人の数)						

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	円	
(う ち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)		3

(その7)

((()))						
(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住 (団体にあっては、主たる事	所 務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
山赤鱼加	50,000	R67 4A18A	15世代节上本以7(-357	会社员	
ガム 写有	2630	R6410A18A	这世保节上本上的(70-6	市民会議员	
1						
この頁の小計	52630 50.000	(2) - 2				
その他の寄附	0 263 0 3 0.000	(注1)	同一の者からの寄附で年間! 寄附者(団体)ごとに記載 ⁻ 「その他の寄附」と「合計」 又は政治団体の「寄附者の[o カ円を超える゛ すること。 ・の爛は・個人	ものについては、	
合 計	5263D 50.000	(Œ Z)	又は政治団体の「寄附者の	区分」ごとに、	最後の頁に記載すること。	

3

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支	出	の総括	表					
		項	目			金	額	備考
1 経		常	稻	Z.	費			H
(1)	人		件		費			
(2)	光	熱		水	費			
(3)	備	<u>.</u>	消	耗 品	費			
(4)	事	務		所	費			9
	小			計				記入もれ注意
2 政		治	舌	動	費			
(1)	組	織	活	動	費			
(2)	選	挙	関	係	費			
(3)	機	関紙誌の発	行その	他の事	業費			記入もれ注意 ア+イ+ウ+
	ア	機関紙誌	もの発	行事	業 費			
	1	宣 伝	事	業	貴			Υ
	ウ	政治資金パ	ーティー	一開催事業				
	王	その他	の	事 業 3	貴			
(4)	調	査	研	究	費			
(5)	寄	附 •	交	付	金			
(6)	そ	の他	<u> </u>	経	費	/2	2630	
	小			計				記入もれ注意
	合			計		/22	2630	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、

4

(その15)

()	<i>0</i> 210,	,									
(3)	政剂	台活重	費の)内訳			項目別区分	40他の発表	(打聞題表購買到)	
支	出	の	目	的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
						P					
_											
_											
-											
									F		
) 頁の				,		(注1) 1件5万円以上の	支出について記載すること。		
-)他の	_	1		000		(注2) 「その他の支出」。	と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 目ごとに、最後の頁に記載すること。		
	合		計		30.			の()の中の項目	目ごとに、最後の頁に記載すること。		

(その15)

(*C \sqrt{10})									
(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費	(看板製作取行一式))				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考				
	Н								
この頁の小計			(注1) 1件5万円以上の	支出について記載すること。					
その他の支出	49830	•							
合 計	49830	4	・(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の() の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。						

(その15)

(3)	政治	活重	費	り内訳			項目別区分	Yotea经发	(马车岗代))
支	出	の	目	的	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
						円				
	_				_		-			
							1			
									*	
									5	
							-			
	この) 頁の	小計	L						
		他の			31	1,800	*		支出について記載すること。	

36800

計

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」 の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

7

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無										
資産等の項目別区分	有	無	備考							
ア土地		V								
イ建物		abla								
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V								
エ 取得の価額が100万円を超える動産										
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		V								
力 金 銭 信 託										
キ有価証券		V								
ク 出 資 に よ る 権 利		V								
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V								
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V								
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V								
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V								

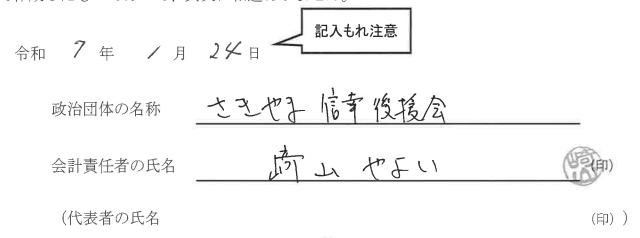
- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。



(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。